

総行福第188号
平成30年8月1日

各 都 道 府 県 知 事 殿
(市 町 村 担 当 課 扱 い)

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令における地方公務員等共済組合法施行令の一部改正等の施行について（通知）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第210号。以下「健保令等改正令」という。）が平成30年7月13日に公布され、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号。以下「地共済令」という。）が改正されました。

また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省令第3号）及び地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第52号）が平成30年7月30日に公布され、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号。以下「施行規程」という。）及び地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号。以下「施行規則」という。）が改正されました。

これらの改正のほか、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成30年内閣府・総務省・文部科学省令第2号）が平成30年6月29日に公布され、施行規程が改正されました。

については、このたびの改正概要は下記のとおりですので、その施行に遺漏のないよう願います。

記

健保令等改正令における地共済令の一部改正について（健保令等改正令第5条関係）

第1 改正の概要

「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）及び「経済・財政再生アクション・プログラム」による「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）等に基づく社会保障審議会医療保険部会等における議論を踏まえ、健康保険法（大正11年法律第70号）による高額療養費の算定基準額等が見直されることに伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）による高額療養費の算定基準額等についても併せて見直されたこと。

第2 高額療養費の算定基準額等の見直しに関する事項

1 70歳以上75歳未満の組合員又は被扶養者（以下「70歳以上の組合員等」という。）が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、次のとおり見直されたこと。（地共済令第23条の3の4第3項及び第5項関係）

- ・一般区分の者について、個人ごとの月単位の外来療養に係る高額療養費の支給（以下「外来特例」という。）に係る算定基準額を引上げ。
- ・現役並み所得者について、現役世代と同様に所得区分を細分化した上で、外来特例を廃止し、世帯合算に係る算定基準額を引上げ。

※ 改正後の算定基準額の根拠については、それぞれ次のとおり。

- ・一般区分の者について、一人あたり医療費の上位2～3%に当たる水準（18,000円）で算定基準額を設定。
- ・現役並み所得者について、現役世代（70歳未満）の高額療養費と同様の基準とするため、所得区分を3区分（現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとする。）に細分化した上で、外来特例を廃止し、それぞれ世帯合算に係る算定基準額を設定。

＜ 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額
 (地共済令第23条の3の4第3項、第5項及び第10項) ＞

区 分	算定基準額 (月/世帯単位)		関係条項	
	外来特例	関係条項		
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	廃止	252,600円+ (医療費-842,000円)×1% ＜多数回該当:140,100円＞	地共済令 §23-3-4③(2)	
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 83万円未満)		167,400円+ (医療費-558,000円)×1% ＜多数回該当:93,000円＞	同項(3)	
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額53万円未満)		80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ＜多数回該当:44,400円＞	同項(4)	
一般 (標準報酬月額28万円未満)	18,000円 (年144,000円)	地共済令 §23-3-4⑤(1) (同条⑩)	57,600円 ＜多数回該当:44,400円＞	同項(1)
低所得者Ⅱ (市町村民税非課税者 (低所得者Ⅰを除く。))	8,000円	同項(2)	24,600円	同項(5)
低所得者Ⅰ (市町村民税非課税者であつ て所得が一定以下の者)			15,000円	同項(6)

- 2 上記の改正に伴い、地共済令第23条の3の2第4項に規定する75歳到達時特例対象療養に係る高額療養費の算定基準額についても、以下のとおり見直されたこと。(地共済令第23条の3の4第4項及び第5項関係)

＜ 75歳到達時特例対象療養の場合の高額療養費の算定基準額
 (地共済令第23条の3の4第4項及び第5項) ＞

区 分	算定基準額 (月/世帯単位)		関係条項	
	外来特例	関係条項		
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	廃止	126,300円+ (医療費-421,000円)×1% ＜多数回該当:70,050円＞	地共済令 §23-3-4④(2)	
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 83万円未満)		83,700円+ (医療費-279,000円)×1% ＜多数回該当:46,500円＞	同項(3)	
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額53万円未満)		40,050円+ (医療費-133,500円)×1% ＜多数回該当:22,200円＞	同項(4)	
一般 (標準報酬月額28万円未満)	9,000円	地共済令 §23-3-4⑤(1)	28,800円 ＜多数回該当:22,200円＞	同項(1)
低所得者Ⅱ	4,000円	同項(2)	12,300円	同項(5)
低所得者Ⅰ			7,500円	同項(6)

- 3 特定給付対象療養及び特定疾病給付対象療養についても、上記1、2と同様に見直されたこと。（地共済令第23の3の4第6項及び第7項関係）
- 4 その他技術的な修正等所要の規定の整備が行われたこと。

第3 高額介護合算療養費の算定基準額等の見直しに関する事項

- 1 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額介護合算療養費の算定基準額について、負担能力に応じた負担を求める観点から、次のとおり見直されたこと。
（地共済令第23条の3の7第2項関係）

＜70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額介護合算算定基準額
（地共済令第23条の3の7第2項）＞

区 分	算定基準額	関係条項
現役並み所得Ⅲ (標準報酬月額83万円以上)	212万円	地共済令 § 23-3-7②(2)
現役並み所得Ⅱ (標準報酬月額53万円以上 83万円未満)	141万円	同項(3)
現役並み所得Ⅰ (標準報酬月額53万円未満)	67万円	同項(4)
一般 (標準報酬月額28万円未満)	56万円	同項(1)
低所得者Ⅱ	31万円	同項(5)
低所得者Ⅰ	19万円	同項(6)

- 2 その他技術的な修正等所要の規定の整備が行われたこと。

第4 施行期日

平成30年8月1日から施行することとされたこと。

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省令第3号）について

第1 改正の概要

- 1 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、現役世代と同様に所得区分を細分化した上で、世帯合算に係る算定基準額が引き上げられたことに伴い、その支給の申請等について、所要の規定の整備が行われたこと。
- 2 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額介護合算療養費の算定基準額について、現役世代と同様に所得区分を細分化した上で、世帯合算に係る算定基準額が引き上げられたことに伴い、その支給の申請等について、所要の規定の整備が行われたこと。

第2 高額療養費の支給の申請方法等に関する事項

- 1 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、現役世代と同様に所得区分が細分化されたことに伴い、その支給を受けようとする者が提出する申請書に添付する書類等について新たに定められたこと。
(施行規程第110条の4、110条の4の2、110条の5及び110条の6関係)
- 2 70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額介護合算療養費の算定基準額について、現役世代と同様に所得区分が細分化されたことに伴い、その支給を受けようとする者が提出する申請書に添付する書類等について新たに定められたこと。
(施行規程第110条の7関係)
- 3 その他技術的な修正等所要の規定の整備が行われたこと。

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行することとされたこと。

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第52号）について

第1 改正の概要

70歳以上の組合員等が受けた療養に係る高額療養費の算定基準額について、現役世代と同様に所得区分が細分化されたことに伴い、その高額療養費の支給額を算定するための所要の規定の整備が行われたこと。

第2 高額療養費の支給額の算定等に関する事項

1 高額療養費の算定基準額について、所得区分が細分化されたことに伴い、その高額療養費の支給額を算定するための計算方法について新たに定められたこと。

（施行規則第2条の4の6及び2条の4の7関係）

2 その他技術的な修正等所要の規定の整備が行われたこと。

第3 施行期日

平成30年8月1日から施行することとされたこと。

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務省・文部科学省令第2号）について

第1 改正の概要

地方公務員共済組合は、平成30年7月から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく情報連携及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の取得が可能となったため、その情報連携等について、所要の規定の整備が行われたこと。

第2 情報連携等による添付書類の省略等に関する事項

1 情報連携による添付書類の省略

短期給付の請求手続等の際に提出を義務付けられている書類について、情報連携により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができる場合に、当該書類の提出を省略することを可能とするため、所要の規定の整備が行われたこと。（施行規程第102条関係等）

2 本人確認情報の取得による添付書類の省略

短期給付の請求手続等の際に提出を義務付けられている書類について、地方公共団体情報システム機構から本人確認情報を取得できる場合に、当該書類の提出を省略することを可能とするため、所要の規定の整備が行われたこと。

（施行規程第112条関係）

3 その他技術的な修正等所要の規定整備が行われたこと。

第3 施行期日

平成30年7月2日から施行することとされたこと。